

○秦野市介護予防活動の認定及び補助金交付に関する要綱

平成28年4月1日

施行

改正 平成28年8月1日 令和2年4月1日

日

令和3年9月27日

注 令和3年9月から改正注記を付した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるようにするために、年齢や心身の状況などにより分け隔てられることなく、高齢者にとっては自身の居場所となり、支え手にとっては社会参加や生きがいとなるような活動を地域に創出し、人と人とのつながりを通じて住民同士の絆や支え合いを強めることを目的に介護予防活動を実施するものに対して、その活動を秦野市認定地域介護予防活動（以下「認定活動」という。）として認定することについて定めるとともに、補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号。以下「規則」という。）第19条の規定により必要な事項を定める。

(認定の対象)

第2条 認定活動の対象は、本市に居住する在宅の65歳以上の高齢者を対象とした、次の各号のいずれかに該当する介護予防に寄与する活動とする。

(1) 次に掲げる全ての要件を満たす通いの場を運営する活動

ア 秦野市内にあること。

イ 自らの意志で参加し、目的を持って活動できる場であること。

ウ 気軽に参加できる場であること。

エ 地域の住民との繋がりが生まれる場であること。

オ 元気を与える活動が実施されている場であること。

カ 安らぎを実感できる場であること。

(2) 配食サービスその他高齢者の見守り機能を果たす活動

(3) 買物支援、ごみ出し、訪問理美容その他地域の中で高齢者の生活を支援する活動

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動を含む活動は、認定しない。

(1) 政治又は宗教に関する活動

(2) 公序良俗に反する活動

(認定の申請)

第3条 認定活動の認定を受けようとするものは、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 認定申請書（第1号様式）

(2) 事業計画書（第2号様式）

(認定の決定等)

第4条 前条の申請書の提出があったときは、速やかにその認定の可否を決定し、地域介護予防活動認定（不認定）通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 認定の内容は、次のとおりとする。ただし、第3号及び第4号については、希望者のみとする。

(1) 認定番号の交付

(2) 認定マークの使用許可

(3) 認定マークを表示した看板の交付

(4) 活動情報の公表

3 第1項の規定による認定の通知を受けたもの（以下「認定者」という。）は、前項第1号の認定番号及び同項第3号の看板を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 第2項第2号の認定マークは、認定活動以外の活動に使用してはならない。

5 認定者が認定活動を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに申し出るものとする。

(活動の実績報告)

第5条 認定者は、毎年度末に事業実施報告書を提出するものとする。

(補助対象事業)

第6条 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 市内に主な活動拠点があること。

(2) 本市に居住する在宅の65歳以上の高齢者を対象とした地域における介護予防活動で、利用者に対するその他の制限を設けないこと。

(3) 参加者がおおむね5名以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動を含む事業は、補助対象事業から除く。

(1) 営利を目的とする活動

(2) 政治又は宗教に係る活動

(補助対象者)

第7条 補助対象者は、補助対象事業を行う団体（以下「団体」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 団体の構成員が5名以上で、かつ、その半数以上が本市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

(2) 市税等を完納していること。

(補助対象経費及び補助額)

第8条 補助対象経費は、補助対象事業の運営に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 構成員が講師を務めた場合の謝礼

(2) 参加費、記念品、祝い金等

(3) 構成員及び参加者の飲食費及び交通費

(4) 構成員が使用する車の燃料費

(5) 車両に係る保険料

(6) その他効果が団体の一部に帰属し、かつ、公益性を欠く経費

2 補助額は、別表に定める事業実施回数等に応じた額を上限とし、予算の範囲内において交付する。ただし、年度の途中で補助対象事業を開始するときは、同表に定める事業実施回数等に応じた上限額を12で除した額に補助対象月数（その補助対象事業を開始する月以後の月数（その補助対象事業の活動期間に1か月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）をいう。）を乗じた額を上限とする。

(令3.9.27・一部改正)

(補助金の交付申請)

第9条 規則第4条に定める補助金交付申請書の提出期限は、毎年度4月末日までとする。ただし、年度の途中で補助対象事業を開始するときは、その開始をする前に提出する。

2 規則第4条第1号に定める事務事業計画書は、事業計画書とし、同条第2号に定める収支予算書は、収支予算書（第4号様式）とし、同条第4号に定めるその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 団体概要書（第5号様式）

(2) 構成員名簿

(令3.9.27・一部改正)

(補助金の交付時期)

第10条 補助金は、前払により交付するものとする。

(実績報告書の添付書類)

第11条 規則第13条第1項第1号に定める収支決算書は、収支決算書(第6号様式)とし、同項第2号に定めるその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施報告書(第7号様式)
- (2) 食事提供報告書(第8号様式。食事を提供した場合)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(秦野市地域介護予防活動支援補助金交付要綱及び秦野市ミニデイサービス事業実施要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 秦野市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱(平成18年11月1日施行)
- (2) 秦野市ミニデイサービス事業実施要綱(平成15年11月1日)
(補助内容の見直し)

3 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、目的の達成状況等を評価したうえで、この要綱の施行後3年以内ごとに補助内容を見直すものとする。

附 則(平成28年8月1日)

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月27日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(令3.9.27・一部改正)

事業実施回数等	上限額
(1) 1回当たり2時間未満かつ月の活動時間の合計が2時間以上	10,500円
(2) 月におおむね1回以上かつ1回当たりおおむね2	

時間以上	
(3) 月におおむね2回以上かつ1回当たりおおむね2時間以上	21,000円
(4) 月におおむね1回以上かつ1回当たりおおむね5時間以上	
(5) 月におおむね4回以上かつ1回当たりおおむね2時間以上	42,000円
(6) 月におおむね2回以上かつ1回当たりおおむね5時間以上	
(7) 月におおむね1回以上かつ1回当たりおおむね5時間以上活動し、調理した食事を提供	
(8) 月におおむね4回以上かつ1回当たりおおむね5時間以上	84,000円
(9) 月におおむね2回以上かつ1回当たりおおむね5時間以上活動し、調理した食事を提供	
(10) 月におおむね4回以上かつ1回当たりおおむね5時間以上活動し、調理した食事を提供	126,000円

第1号様式（第3条関係）

地域介護予防活動認定申請書

年 月 日

（宛先）
秦野市長

（申請者） 所在地（住所）
名称
代表者氏名
電話番号

次のとおり秦野市地域介護予防活動の認定を申請します。

1 活動の種類

種別	具体的な活動内容
<input type="checkbox"/> 高齢者の通いの場	
<input type="checkbox"/> 高齢者の見守り	
<input type="checkbox"/> 高齢者の生活支援	

2 活動の内容等

所在地	
建物名	
活動の頻度	
活動日・時間	
利用者負担	<input type="checkbox"/> あり（約 円） <input type="checkbox"/> なし
利用予約	<input type="checkbox"/> 必要（連絡先 ） <input type="checkbox"/> 不要
その他	

3 認定看板の交付を（ 希望する ・ 希望しない ）

4 活動情報の公表を（ 希望する ・ 希望しない ）

第2号様式（第3条・第9条関係）

	年度	事業計画書
活動の名称		会場：
<hr/>		定期開催日：毎月 日
実施団体名		開催時間： ～
<hr/>		食事： なし あり （調理：あり なし）
		参加者負担金： 円（ 代として）

開催予定日	主 な 活 動 の 内 容

第3号様式（第4条関係）

地域介護予防活動認定（不認定）決定通知書

住所又は所在地	
宛先	名 称 _____
	氏名又は代表者氏名 _____
<p>年 月 日付けで申請された地域介護予防活動認定申請について、次のとおり決定したので秦野市地域介護予防活動の認定及び補助金交付に関する要綱第4条第1項の規定により通知する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">秦野市長 印</p>	
活 動 の 種 類	<input type="checkbox"/> 高齢者の通いの場 認定番号 地域通いの場 No. _____
	<input type="checkbox"/> 高齢者の見守り 認定番号 地域見守り活動 No. _____
	<input type="checkbox"/> 高齢者の生活支援 認定番号 地域生活支援 No. _____
認 定 内 容	<input type="checkbox"/> 認定番号の交付 <input type="checkbox"/> 認定マークの使用の許可 <input type="checkbox"/> 認定マークを表示した看板の交付 <input type="checkbox"/> 活動情報の公表
指 示 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定番号及び認定看板を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 2 認定マークは、認定を受けた地域介護予防活動以外の活動に使用してはならない。 3 認定を受けた地域介護予防活動を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに申し出るものとする。

第4号様式（第9条関係）

年度収支予算書

団体名：_____

収入の部

項目	金額	摘要
1 市補助金	円	
2 その他	円	
合計	円	

支出の部

項目	金額	摘要
1 報償費	円	
2 旅費	円	
3 消耗品費	円	
4 印刷製本費	円	
5 修繕料	円	
6 通信費	円	
7 保険料	円	
8 委託料	円	
9 使用料	円	
10 備品購入費	円	
合計	円	

第5号様式（第9条関係）

団体概要書

(ふりがな) 団 体 名			
設立年月日	年 月	団体構成員数	名
活動回数	回/月	参加見込人数 ※団体構成員を除く	名/回
活動地域 (例:本町)		活動拠点 (例:〇〇自治会館)	
活動実績	1 新規 2 既に実施（ 年から実施）		
活動内容 (該当する活動にチェックし、その概要を記載)	<input type="checkbox"/> 健康づくりに役立つ活動 要介護状態の予防又は要介護状態を悪化させない体操又はスポーツの推進など		
	<input type="checkbox"/> 認知症予防に役立つ活動 高齢者の認知症を予防するために地域住民や子供達とふれあう交流会、趣味活動など		
	<input type="checkbox"/> 栄養改善に関する活動 高齢者の栄養改善を目的とした料理づくり、料理教室など		
	<input type="checkbox"/> その他の活動 高齢者の介護予防に役立つ活動など		
	活動概要		
その他特筆すべき事項			

第6号様式（第11条関係）

年度収支決算書

団体名：_____

収入の部

項目	金額	摘要
1 市補助金	円	
2 その他	円	
合計	円	

支出の部

費目	金額	摘要
1 報償費	円	
2 旅費	円	
3 消耗品費	円	
4 印刷製本費	円	
5 修繕料	円	
6 通信費	円	
7 保険料	円	
8 委託料	円	
9 使用料	円	
10 備品購入費	円	
合計	円	

収入合計 _____ 円

支出合計 _____ 円

第7号様式（第11条関係）

事業実施報告書

団体名： _____

開催日	主 な 活 動 の 内 容	参加 人数	ボラン ティア数
計			

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

食事提供報告書

団体名： _____

開催日	献 立